

令和6年9月定例会

さくら市教育委員会会議録

令和6年9月27日

さくら市教育委員会

さくら市教育委員会 9 月定例会会議録

○日 時

令和 6 年 9 月 2 7 日（金） 午後 3 時 0 0 分～午後 4 時 0 0 分

○場 所

喜連川支所 2 階 会議室

○出席した委員の氏名

教 育 長	橋 本 啓 二
教育長職務代理者	中 村 浩 之
委 員	岡 崎 真 紀
委 員	稲 見 純 子
委 員	船 生 正 興

○出席した職員の氏名

教 育 次 長	櫻 井 広 文
学校教育課課長	八木澤和弘
生涯学習課課長	横 塚 一 徳
ミュージアム館長	小 竹 弘 則
スポーツ振興課課長	久 保 章
学校教育課課長補佐	橋 本 宜 之

（１）開会宣告（午後 3 時 0 0 分）

○櫻井教育次長

総合教育会議お疲れさまでした。

続いて、令和 6 年 9 月のさくら市教育委員会定例会を開催いたします。

（２）挨拶

○櫻井教育次長

まず初めに、橋本教育長からご挨拶を頂戴いたします。

○橋本教育長

では、改めて、皆さん、ご苦労さまです。

総合教育会議、約 1 時間でありましたけれども、今回は、ちょっと時期がずれましたが、あのような形でやらせていただきました。第 2 回目もありますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

では、9 月の定例会ということで、議案がいつもより多いものですから、慎重審議よろしくをお願いいたします。

○櫻井教育次長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、橋本教育長にお願いいたします。

(3) 会議録署名委員の指名について

○橋本教育長

では、今月の議事録署名委員は、舩生委員を指名します。よろしくお願ひします。

(4) 令和6年7月定例会会議録の承認

○橋本教育長

続きまして、令和6年7月定例会会議録の承認についてです。

ご確認いただいていると思いますので、文言や内容等について訂正箇所がありましたらお願いいたします。

(発言する声なし)

○橋本教育長

では、ないようですので、お諮りをします。令和6年7月定例会会議録の承認について、承認する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

挙手全員であります。本案件については承認します。

後ほど稲見委員に署名をお願いいたします。

(5) 教育長報告

○橋本教育長

続きまして、教育長報告に移ります。

令和6年度さくら市教育委員会9月定例会教育長報告の資料をご覧ください。

まず、日程的なことでありますけれども、7月29日、広島平和記念式典の中学生派遣の結団式を行いまして、8月5日から7日、中学生6名を広島のほうに派遣をいたしました。

これは総務課が中心としてやっておりますけれども、下野新聞等に紹介されたものがありますので、後ほどご紹介いたします。

7月30日から8月9日にかけてでありますけれども、さくら市に勤務いただいている教職員対象の研修を今回も4日間に分けて、延べ188名の教職員の参

加がありました。内容は、そこに書かれているとおりです。

7月31日に8月校長会、後ほど、資料等について説明いたします。

8月になりまして、8月1日には喜連川給食センター運営協議会、稲見委員にお世話になりました。ありがとうございました。

8月3日と17日ですが、子ども会連合会のほうで、氏家小学校の校庭でキャンプをしていたのですが、何分大変暑いものですから、体育館の中で1泊、下学年は日帰りですけれども、体育館の中、暑いですけれども工夫してやりました。来年からは空調設備が整いますので、涼しい中でできるのではないかなと思っております。

8月13日から16日は学校閉庁日となります。また、日程の都合上、9月の校長会を8月30日に実施いたしました。

8月30日に塩谷地区少年の主張コンクールということで、塩谷地区8校の中学生の意見発表、そして青年の主張がありました。今回は、僅差で北高根沢中学校の生徒が県に代表として出場しまして、昨日、おとといの新聞では、この子が栃木県の代表になり、東京のほうに行くという話を聞いています。

9月1日ですけれども、夏期市民体育祭、バレーボール以外は雨のため、延期になったんですけれども、ソフト、グラウンドゴルフ、全て終了しまして、残りは11月3日の本大会となります。

9月4日からあさって月曜日まで、第3回定例議会がありまして閉会となる予定です。

9月12日ですが、今年は、この前後に、さくら市内の小学生5年生が海浜自然の家宿泊学習ということで参加をしています。私は12日に子供たちの様子を拝見させていただきました。

9月14日ですけれども、さくら未来塾の体験コースの稲刈りのほうを実施しました。

9月25日は、県教委の学校訪問が上松山小学校、氏家中学校であります。

9月27日、子ども絵画展審査ということ、先ほど冒頭に話をさせていただきました。舩生委員にもご参加をいただき、大変ありがとうございました。

あと、夏休みの期間中のイベントの参加状況ということで、そこにちょっと書かせていただきました。

プールについては延べ人数でありますけれども1,030人です。

ミュージアムのわくわく骨格標本展については4,600人、大変多くのお子様やご家庭の方にご参加いただきました。

生涯学習関係では、市民大学をはじめ、先ほど申し上げた交流キャンプ等について、ここに書かれている人数の子供たちがイベントに参加をしました。

2ページを開いていただいて、今後の予定でありますけれども、明日、さくらテラスのほうで氏家観光協会の納涼祭というのが開かれます。

9月29日に、中学生国際交流派遣団の選考試験がありまして、舩生委員のほうに面接委員として参加いただく予定です。

その日の午後なんですが、とちぎアーティストコンサートということで、今年5回目、年1回やっておりますので、もし、ご参加を希望する方がいましたら、午後大丈夫ですので、ご参加ください。

10月1日は、先ほど申し上げた喜連川中学校の県教委訪問がございます。

10月2日ですが、塩谷南那須地区の連合会の定例会です。定例会には中村職務代理に参加いただいて、研修会は委員の皆様にとということで、残念ながら懇親会は私と事務局のほうで参加します。大変ありがとうございました。

10月3日、先ほど選考試験の結果を基に20名の派遣の団員を選考いたします。

運動会については、後ほど確認をさせていただきます。

10月19日、先ほど申し上げた院展の開幕式、あと19、20日の両日にわたって、今年はゆめさくら博と福祉まつりが統合して行うような形で、初めて実施いたします。

10月21日、何回も申し訳ありませんけれども派遣の結団式ですが、5時半ということで、ご都合がつかましたら、ぜひご参加いただければありがたいと思います。

続いて、要望事項ということで6点ほどお話をさせていただきますが、2ページの下のところ、令和7年度、来年度の小学1年生の入学予定数ということで336名を予定しております。今年は何人だったかということで、脇に書かせていただきましたが、389名ということで、約50名ほど入学者が減ります。これは、これからある程度続いていくんですけども、微減という形でこれから進んでいくかなと思います。

学級数については大きな変化はありません。

あと、子供たちの活躍ということで、夏に総合体育大会、地区大会、県大会がありましたけれども、氏家中学校の男子弓道部が全国2位という大変すばらしい成績を収めました。

3ページからは、8月の校長会で校長先生方に指示・伝達をしたところです。

予定を3ページ、4ページは指示事項の1つとして、教員の高ストレスについて話をしました。

5ページ目では、このとき生田目君が十両に上がったのでお話をしたら、9月場所では幕下に落ちてしまったんですが、12月場所は十両で相撲を取るということで、生田目君の出身が養護園なものですから、その園長さんを中心に、市のほうでも協力をして後援会を立ち上げているところです。

6ページは、8月の子供たちの様子。

7ページ目に、先ほど申しました広島派遣の中学生で、喜連川中学校の大森雅君という子がインタビューを受けた内容が出ております。

続いて8ページですが、これは9月の校長会です。日程的なことを8ページ、9ページとお話をしまして、9ページのところに、10月5日はユネスコで決定している教師の日という全国的にはあまり周知されていない日がありまして、本

市では昨年度からこの教師の日というのを、教師に感謝する日ということで、子供たちや保護者にも通知やホームページ等を通じて周知しているところです。

10ページですが、これは、校長先生方に学校経営についてお話をしたところと、11ページ目は、8月、夏休み明けの再スタートに当たってということで、そこに書いてございます6点ほど確認をさせていただきました。

12ページは、新聞でよく紹介されていますが、教員の残業代というのはいないですけれども、本俸の4%の手当が支給されていますが、それを新しく13%にするというのが来年度予算要求にありまして、このままいくと9%上乘せがあるかなということで紹介しております。処遇改善の大きな一歩かなというふうには感じています。

続いて、15ページになりますけれども、9月1日は防災の日ということで、先ほど、喜連川小学校の防災教育の話をしましたけれども、市内全学校に、防災の日の意義についてホームページ等で啓発をしたところです。そのリーフレットになります。

次、16ページになりますが、荒川の連城橋というところの写真でありますけれども、その若干北側、100メートルぐらいのところですよ。さくら市ではそれほどたくさんの雨が降らなかったんですが、8月に塩谷町と矢板のほうで1時間に100ミリ近く降ったときに増水をしまして洗掘され、被害があったということでお知らせします。

17ページは、前は全国学力調査についてお知らせをしましたけれども、今回は栃木県のとちぎっ子という、4年生、5年生と中学校2年生を対象とした学力テストの平均値です。小学校はもともとある程度上回っているところが多いんですが、中学校もだんだん努力をしまして、平均並みになってきたかなと思っています。

これからもさらに、こういった数字的なものも重ねていきたいなと思っております。

19ページは9月議会定例会で、一般質問に教育委員会関係、3名の皆様から、学校給食関係の地産地消、熱中症と奨学金、20ページには先ほど話題に上りましたプールのことについてご質問いただきました。

最後になりますけれども、21ページです。

運動会、今年は市内小学校は満遍なく、5日から26日まで学校名が書いてあるところがありますので、市長、副市長、私は全部参加しようと思っておりますけれども、開会式に参加するときは教育委員さんのご紹介もありますので、後でお聞きしたいと思うので、よろしくお願いいたします。

では、ちょっと長くなりましたが、私の報告とさせていただきます。

ただいまの報告で、質疑等がありましたらお願いいたします。

ありますかね。

(発言する声なし)

(6) 議事

議案第1号 さくら市学校給食センター条例の制定に対する意見について

○橋本教育長

続いて、議事に進めさせていただきます。

本日は、議案が5件、報告が4件ございますので、よろしくお願いします。

初めに、議案第1号 さくら市学校給食センター条例の制定に対する意見について、事務局よりお願いします。

学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

学校教育課長です。

それでは、私のほうから、議案第1号 さくら市学校給食センター条例の制定に対する意見についてご説明させていただきます。

議案書のほうは4ページからでお願いいたします。

4ページの下のほうに参考で書いてございますが、条例を定めるに当たりましては議会の議決を受けるんですが、議会への提出にあたりましては、教育委員会の意見を聞かなければならないとなっておりますので、本日、ご説明のほうをさせていただきます。

理由につきましては、新給食センター設置のためとなります。

適用されるのは、令和7年8月1日、ちょうど給食センターが完成して、夏休み中の試運転をする時期になります。

続きまして、5ページを開いてください。

今現在は喜連川給食センターがございまして、そちらも同様の条例がございまして、内容的にもほぼ一緒の内容となっております。それを、今回の新給食センター建設に合わせて、新たにつくっていくことになります。

まず、5ページのほう、条例の大きなところをご説明します。

設置につきまして、学校給食法であったりですとか、さくら市立学校設置に関する条例等に基づきまして、条例を今回整備いたします。

位置につきましては、工業団地の中ですね、住所が鷺宿4432番地2です。そこに配置される職員ということで、給食センター所長と、こちらに記載の栄養教諭、その他必要な職員となっております。

続きまして、運営委員会ということで、こちら先ほどからお話させていただきましたように、喜連川給食センターと同様の委員会もございまして、今現在、先ほど、教育長報告のほうでありましたとおり、8月1日に行いましたそういった会議のほうを年2回開催しております。教育委員さんの中から稲見委員に、こちらの委員のほうにもなっております。

6ページをご覧ください。

運営委員会ということで、15人以内で組織するとなっております。今現在は、喜連川給食センターの場合については10人なんですが、今度、2つの中学校、

6つの小学校になりますので、規模的にも大きくなりますので15人以内ということになっております。

どういった方で構成されるのかということで、教育長、教育委員会の委員、さくら市立の学校の校長先生、あとはPTAの役員、あと学識経験者というので、医師であったり薬剤師の方を想定しております。

7ページのほうをご覧ください。

附則ということですね。先ほど、冒頭でお話しましたが、こちらにつきまして、あとの流れとしまして、今回、教育委員会定例会のほうでご説明させていただきまして、12月の市議会定例会のほうに議案として上程しまして、その中で、条例のほうを可決いただければ、先ほどお話ししました令和7年8月1日から施行させていただくという流れになっております。

それと併せまして、今の鷺宿の場所なんですけれども、元々、あそこは鷺宿運動場ということで、さくら市の体育施設条例のほうにまだ残っておりますので、そちらのほうも併せまして、今回廃止という形を取らせていただいて、給食センターを造る場所という形で、改めて条例のほうで示させていただきたいと思います。

議案第1号については以上となります。

○橋本教育長

本件の議案に対し、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(発言する声なし)

○橋本教育長

本議案に対する質疑はないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りをします。議案第1号 さくら市学校給食センター条例の制定に対する意見について、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

賛成全員であります。本議案は可決いたしました。

議案第2号 さくら市スクールバス管理規則の一部改正について

○橋本教育長

続きまして、議案第2号 さくら市スクールバス管理規則の一部改正について、事務局より説明願います。

学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

学校教育課長です。続けてよろしくお願いいたします。

議案第2号 さくら市スクールバス管理規則の一部改正についてでございます。
議案書のほうにつきましては、9ページからご覧ください。

今現在、スクールバスということで、喜連川小学校の児童の方が、登下校で使われます。約200人の児童の方が使われているという状況でございます。

今、さくら市スクールバス管理規則というのがございまして、それを運用してバスを運行しているんですが、その一部改正ということになります。

9ページの議案書のほうをご覧ください。

今回、大きく変わるところは1か所になります。そのほか、文字の訂正が2か所ありまして、まず、中ほどになるんですけども、文字がだぶって入ってしまったので1つ消すということで、真ん中のほうで、括弧書きで「第4条第4項項第3号」を「第4条第4項第3号」という形で、項項という形で今まで残ってしまったそちらのほうを直します。

その下のほう、学校教育法施行令の昭和28年政令第380号となっていたんですが、これが340号ということで、こちらの誤りのほうも修正いたします。

それと大きいところがスクールバスの運用のほうなんですけれども、今までスクールバスにつきましては、先ほどお話ししました子供たちの登下校のほかに、学校活動、例えば、校外学習で使ったりとか、あとは市の事業、市の行事の際にスクールバス以外という形で使っていました。

そのほか、もう一つ、市内の団体さんへの貸出しということで、市内の団体というのは、例えば、老人クラブであったりとか、あとは自治会の役員さんたちの研修とか、そういったことで貸出しをしていたんですが、それと並行して、さくら市としまして、令和5年度中に、市のバスというのがあるんですけども、その市のバスの在り方について所管が財政課なんですけれども、財政課のほうで、今後どうしようかという中で、スクールバスの運用を含めて検討した結果、さくら市のスクールバスについては、学校の子供たちが使う校外活動と、それと市の事業については従来どおり使っていこうと。

先ほどお話ししました老人会であったりとか、自治会の役員さんの研修とか、そういったものには今後はスクールバスは使わないで、例えば、老人クラブですと、市でいうと高齢課という課がございますので、そちらのほうからそういった老人クラブについては補助金を出してバスを借り上げていただくといった形を取っていくことになりました。

今までですと、例えば、市の事業といいましても、担当課の職員がいなくても、その団体さんだけでバスに乗って研修という形でバスを使っていたんですが、今後そういうことはなくなりますので、市の職員の同行が必要となりますので、そういった文言を追加したということで、バスの運用に実態に合わせまして、規則の中を改正するということになっております。

ちなみにスクールバスの運用ということでいろいろと弾力的に使えたらなということが当初あって、こういう今に至るんですけれども、今年の、令和5年度の末のほうなんですけれども、スクールバスの目的外利用に関するアンケートというのを、県内の自治体にちょっと振ってみたんですね。そうしますと、県内25の市町がありまして、スクールバスを運行している市と町というのは20の市町がございました。その20の市と町から、先ほどお話ししました学校関連であったりとか市の行事以外に、先ほど言った老人会とか自治会に貸出している市というのはなくて、さくら市だけだったんですね。そういったのも踏まえまして、ちょうどその市のバスの見直しとともに、スクールバスの運用についても、今回見直して、それに合わせて管理規則のほうも一部改正をしたという形に今回させていただきました。

こちらにつきましては以上となります。

○橋本教育長

では、本件に対し、質疑に入ります。

字句の修正等、運用の変更ということで、2点になると思いますけれども、委員の皆様、ご質疑がありましたらお願いいたします。

岡崎委員。

○岡崎委員

質問なんですけれども、私がいた育成会で、昔、子ども会の夏休みの研修とかで、これお借りして乗せていただいたんですけれども、そういうことも減ってきてしまっているの、なくても問題はないと思うんですけれども、今回変わるに当たって、何か問題があったんですか。

○橋本教育長

学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

学校教育課長です。

特に問題はないんですが、バスはナンバーが白なんです。そうすると、運送業となると緑になる。そうすると白バスで、要は中身的には、何と言うんですか、営業行為的な運行をしているということになりますので、それが表立ってはなっていませんが、全国的にそれもあるよねということで、違法じゃないけれども脱法みたいな形で、うまく言えないんですけれども、そういうのがありました。

その代替として、例えば育成会のほうでバスを使いたいとなれば、財政課のほうにご相談いただければ、何らかの回答はいただけたと思います。

以上です。

○岡崎委員

確認します。ありがとうございます。

○橋本教育長

そのほかございますか。

(発言する声なし)

○橋本教育長

私が質問して、関連してなんだけれども、子ども会育成会で結構いくつか使っていたと思うんだけれども、それは、夏休みは、今度はスクールバスを使えないから、借り上げバスを使う。それは、予算は子ども会育成会ではなくて、市のほうに相談すると、そういうこと。

○八木澤学校教育課長

そうですね。学校教育からは、もう離れてしまったので。

○橋本教育長

教育委員会からのあれはないという。

○八木澤学校教育課長

ちなみに令和5年度につきましては、育成会は5回スクールバスを使っていました。

○橋本教育長

育成会だから、生涯学習課に連絡があったときはよろしくお願いします。
そのほかございますか。

(発言する声なし)

○橋本教育長

では、お諮りをします。本案に対する質疑は終わったものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りをします。議案第2号 さくら市スクールバス管理規則の一部を改正について、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

賛成全員であります。本議案は可決しました。

議案第3号 財産の取得の追認に対する意見について

○橋本教育長

続きまして、議案第3号 財産の取得の追認に対する意見について、事務局より説明願います。

学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

学校教育課長です。

議案第3号 財産の取得の追認に対する意見についてということでご説明させていただきます。

資料のほうは、13ページをお開きください。

こちら追認ということで、議会のほうで認めていただくという意味なんですが、こちら最初の議案第1号でお話しました議決を経るものについては教育委員会に諮るということになっています。こちらにつきまして説明させていただきます。

新聞等で皆さんご存知だと思っておるんですが、今回、さくら市においても教科書の改訂に伴い、教師用の教科書を購入しました。子供たちの教科書というのは国から無償で届くんですが、先生方の教科書、指導書というのは国からは来ませんので、各教育委員会のほうで準備するという流れになっております。予算のほうはきちんと予算づけをしまして購入をしたんですが、その購入した金額が、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というのがございまして、議会に報告してそれを認めて議決をいただくというのが、工事、契約工事ですと1億5,000万円となっております。

もう一つは、財産の取得ということと処分については2,000万円以上となっているんですけれども、動産の買入れというふうになっております。

これも新聞等でご覧になっているかと思うんですが、さくら市としまして、教師用の指導書のほうを購入して、こちら14ページの中ほどに書いてございます、全部で1,647冊、ビックワンから購入したんですけれども、金額のほうは3,275万7,370円ということで、先ほどご説明しました2,000万円を超しております。こちら、なぜ、2,000万円を超えて議会のほうに報告をしなかったのかということなんですけれども、これも新聞に出ているとおりですが、教科書というのが3、4年程度ごとの更新、改訂していくものですから、認識としまして、消耗品というイメージというかございまして、議決のほうを越えていなかったということになっております。

一般的に、報告しなくてはいけないものの買入れでは、公用車を複数台買うとか、全庁的に机や椅子を買うとか、そういった長期にわたって使うものというイメージがありましたもので、議会の報告をしていなかったという状況でございます。

そういったことがありましたので、塩谷南那須管内ですと３市３町ございますが、那須烏山市以外は全部同じような形で、その議決を経ずにということで、今回、教科書問題が出てきております。周りがそれだからということではないんですが、栃木県以外でもこういった形で、全国的なものとなつてございますので、こちらにつきましては議会のほうにも既に説明しまして、９月議会の最終日に改めて議会のほうに上程させていただいて、認めていただくという流れになっております。

私からは以上となります。

○橋本教育長

本議案に対し、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(発言する声なし)

○橋本教育長

本議案に対する質疑はないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りをします。議案第３号 財産の取得の追認に対する意見について、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

賛成全員であります。本議案は可決しました。

議案第４号 さくら市図書館条例の一部改正に対する意見について

○橋本教育長

続きまして、議案第４号 さくら市図書館条例の一部改正に対する意見について、事務局より説明願います。

生涯学習課長。

○横塚生涯学習課長

生涯学習課長です。

それでは、私からは、議案第４号 さくら市図書館条例の一部改正に対する意見についてご説明をいたします。

資料につきましては、１９ページからご覧になっていただければと思います。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に基づいて、市長は教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見を求めるものでございます。

今回、さくら市図書館条例の一部改正ではございますが、こちらについては、主なものにつきましては開館時間と休館日についての改正によるものでございます。

まず、開館時間につきましては、現在、条例では、開館時間午前9時半から午後6時までとなっておりますが、実際に運用を行っておりますのは、午前9時から午後7時までとなっておりますので、今回、時間の改正を行いたいと思っております。次期指定管理者の要項につきましても、開館時間については9時から午後7時までというふうな形になっております。

2つ目の休館日につきましては、氏家図書館については毎週金曜日を休館日としておりましたが、毎月第2金曜日及び第4金曜日に、喜連川図書館につきましては毎週月曜日を休館日としていましたが、毎月第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日に改正いたします。

また、両館共通でございますが、これまでの国民の祝日に関する法律に規定する休日を削除いたしまして、館内整理に毎月第4木曜日を設けておりましたが、こちらについても削除するものでございます。

また、休館日の12月29日から翌年の1月3日までと、特別整理期間、年に10日以内については、これまでと同一といたします。その他文言については整理するものでございます。

新旧対照表条文につきましては21ページから22ページに掲載しておきましたので、ご覧いただければと思います。

以上、さくら市図書館条例の一部改正についての説明となりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋本教育長

本議案に対し、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

(発言する声なし)

○橋本教育長

これは運用でやっていることを条例で改めて直したということですのでご理解ください。

本議案に対する質疑はないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りをします。議案第4号 さくら市図書館条例の一部改正に対する意見について、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

賛成全員であります。本議案は可決しました。

議案第 5 号 さくら市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

○橋本教育長

続きまして、議案第 5 号 さくら市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について、事務局より説明願います。

生涯学習課長。

○横塚生涯学習課長

生涯学習課長です。

それでは、議案第 5 号 さくら市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正についてご説明をいたします。

資料につきましては、24 ページからになります。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定に基づき、さくら市立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部改正をするものでございます。

主な改正内容につきましてはこちら書いてありますが、主なものを読み上げたいと思います。

まず 1 つ目は、学校運営協議会の設置の義務化でございます。2 つ目が、委員の選任基準の明確化、3 つ目として、協議会の運営方法の改善でございます。

その他、文言等につきましては、新旧対照条文、26 ページから 28 ページに掲載しておきましたのでご覧をいただければと思います。

以上、さくら市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について説明となりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○橋本教育長

では、本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方は挙手を願います。

中村委員。

○中村職務代理者

これは、再任の部分で、2 期でしたっけ、2 年、それを排除したということに関しては、何か人選に関して、これがあるとちょっと問題があるという部分が出てきてしまったんでしょうか。

○橋本教育長

生涯学習課長。

○横塚生涯学習課長

生涯学習課長です。

ただいまの中村委員のご質問にお答えいたします。

任期のほう、2期という縛りをつけますと、なかなか人選的に新しい方を見つけるというのが難しい状況であるために、こちらについては、学校側で事務局やっておりますので、学校側と協議をした上で2期という縛りを、今回なくさせていただいた次第となります。

以上です。

○橋本教育長

そのほか、ございますか。

(発言する声なし)

○橋本教育長

では、本議案に対する質疑は終わったものと認め、終了いたします。

お諮りをします。議案第5号 さくら市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について、賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○橋本教育長

賛成全員であります。本議案は可決しました。

議案については大変ありがとうございました。

報告第1号 専決処分事項の報告について

○橋本教育長

続いて報告事項に入ります。

報告第1号 専決処分事項の報告について、事務局より説明を願います。

学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

学校教育課長です。

報告第1号 専決処分事項の報告についてでございます。

議案書のほうが、30ページのほうをご覧ください。

先ほどから何度かお話させていただいています、新給食センター新築工事に関連することになります。

今現在、建築工事ということで、船山・岡村のJV、あとは機械設備工事ということで、野沢エンジニアリング、コボリ工業のJV、電気設備工事ということで、横田電気と大進電気工事のJVですね、この3つの企業体がございます。

契約関係なんですけれども、入札が終わりまして、議会を経まして3月15日に、この3つの工事を着工しておりました。

それで、今回、専決処分ということなんですけれども、工事の変更、金額の変更ということで専決処分ということでお話させていただいているんですが、この専決処分というのは、議会の議決を経ずに、地方公共団体の長が自ら処理をするということで専決処分ということになりまして、30ページ、一番上のほうに書いてございますけれども、専決処分という形で、上から1行目、2行目に書いてあるとおりでございます。

今回、その工事に変更になったということで、金額的には、建築工事で約1,700万円、機械設備工事が1,000万円、電気工事のほうが500万円の増額となっております。変更理由ですけれども、工事をする際の労務単価が急激に上がっているということで、国のほうから特例措置で、ある一定の期間に発注した工事については労務単価を見直して上げなさいという通知が来ました。

栃木県もそれに倣って労務単価が上がった分については変更契約しておりますので、さくら市でも新給食センターの3つの工事が、その労務単価上昇するに当たって特例措置の対象となりましたので、今回、契約金の増になりました。こちらの金額の増えた分につきましての専決処分ということで、7月17日に変更契約のほうを締結したということが、今回の専決処分の分になります。

私からは以上となります。

○橋本教育長

では、委員の皆様から質疑等がありましたらお願いいたします。
補足、どうぞ。

○八木澤学校教育課長

補足でお話させていただきます。

工事のほうなんですけど、今現在、建築工事のほうで、出来高でいいますと、来年の6月末が工期なんですけれども25%になっております。機械設備のほうで、今現在、受水槽のポンプというのを造ってまして、出来高が12%、電気工事のほうで、どうしても、電気工事のほうは、建物であつたりとか、設備のほうがある程度まとまってからでないということで、出来高1.9%です。

電気工事については12月ぐらいから本格的に進捗が伸びるのかなという状況です。

建物のほうは、今、鉄骨の組立てが終わりまして、外から見ても大分建物らしくなってきたかなと思いますので、また後ほど、定例会の中でも見学のほうをお願いしたいと思います。

○橋本教育長

では、本報告に対する質疑はないものと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第1号は終了しました。

建屋、機械、電気ということですね。これまでの単価の上昇に伴い変更ということでご理解ください。

出来高についてはまだまだ20%以下ですので、これから本格的に進んでいくと思います。

報告第2号 株式会社栃木サッカークラブとの包括連携協定について

○橋本教育長

続きまして、報告第2号 株式会社栃木サッカークラブとの包括連携協定について。

スポーツ振興課長。

○久保スポーツ振興課長

スポーツ振興課長です。

それでは、資料、議案書34ページからご覧ください。

報告第2号 株式会社栃木サッカークラブとの包括連携協定についてでございます。

資料めくりまして、38ページからご覧ください。

協定概要が36、37ページにございます。

説明資料が38ページですので、そちらをご覧ください。

先ほど、総合教育会議の中で市長からもお話がありましてとおり、栃木SCさんと包括連携協定を締結いたしました。

また、本日の朝刊でも掲載されておりますので、ご存知のこととは思いますが、説明させていただきます。

昨日、9月26日に協定を締結いたしました。

それでは、39ページをご覧ください。

こちらの包括連携の意義というか、そもそも栃木SCさんとは現在も月に3回程度、櫻野のさくらスタジアムでトップチームが練習をしています。案外知らないんですけども、かなり頻繁に交流はございます。これらの連携した取組をお互いに行っていきたいと思いますというようなことで、包括連携協定の運びとなったわけでございます。

ちょっと読ませていただきますと、栃木SCさんが掲げます、地域と共にサッカークラブがある生活の喜びを創り、社会を豊かにするという社会的使命と、さくら市と栃木SCが持ちます資源を掛け合わせまして新たな価値を生み出していきたいということでございます。

それによりまして、さくら市が目指すまちづくりの実現につながると考えております。

続いて、40ページをご覧ください。

連携事項の一覧でございます。

1 点目として、スポーツの普及・振興、2 点目としまして、包括的な健康づくりの推進、3 点目として、未来につながる人材育成や学習機会の創出、4 番目として、さくら市のまちづくりや交流に関すること、5 番目として、地域経済活性化や環境保全に関すること、6 番目として、双方が必要と認めることでございます。

4 1 ページをご覧ください。

協定の期間でございますが、この協定の期間、1 年間としております。ただし、申出がない場合は、1 年間また更新して継続していくという内容でございます。

4 2 ページをご覧ください。

協定締結による効果でございます。

まず、市における効果としまして、市民が選手に触れる機会やチームを身近に感じる機会が増えることで、市民の、さくら市は基より、栃木県への愛着を醸成することができると思います。市民のコミュニティ形成の促進や地域の活力の向上につながるというふうに考えております。

栃木 S C さんの効果としましては、2 行目にありますが、本市のまちづくりに貢献することで、企業理念として掲げる地域貢献活動を行う民間事業者としての市民のイメージアップにつながると、それによってチームを応援してくれるファンが拡大するというようなことでございます。

続きまして、4 3 ページをご覧ください。

連携事項の例でございます。

まず1 点目のスポーツの普及・振興でございますが、こちらのページ最終行をご覧ください。

市民を対象とした学校訪問やサッカー教室、もうこちらは既に実施しております。今後も引き続き実施していきます。

続いて、4 4 ページをご覧ください。

包括的な健康づくりの推進ということでございます。

こちらページ最終行を見ていただきますと、既に高齢者向けの健康づくりの交流ということで、事業実施しております。高齢課が担当となっておりますが、既に事業を実施しております。

続きまして、4 5 ページをご覧ください。

3 番目の人材育成、学習機会の創出でございます。

こちら、主な取組として、クラブ職員、または専門職スタッフによる学校訪問での講義なども予定しております。

4 6 ページをご覧ください。

こちらは、私も一番期待しているところがございまして、中学生向けの職業体験プランもやっていただく。また、2 番目の部活動の地域移行、今、着々と進めておりますが、学校教育課さんと共に、その部活動の地域移行を見据えた指導に対するコーチング理論などの研修、そういったことも一緒にやっていきたいということ考えております。

続きまして、47ページをご覧ください。

4つ目のまちづくりや交流についてでございます。

さくら市で活躍する様々な主体と交流機会の創出を作りまして、にぎわいの向上を進めてまいります。

48ページをご覧ください。

地域経済活性化や環境保全ということで、ホームゲームの機会を活用した本市の観光情報啓発活動なども考えております。

続いて、49ページをご覧ください。

最後は、気候変動への適応意識の醸成ということで、熱中症対策セミナーなどを開催していただくというふうに考えております。

説明は以上です。

○橋本教育長

委員の皆様から質疑等がありましたらお願いいたします。

(発言する声なし)

○橋本教育長

今後とも、教育委員会では、特に子供たちと学校関係について、栃木SCの人的創出というのを積極的に活用させていただければと思っております。

以上で、報告第2号は終了しました。

報告第3号 区域外就学の許可について

○橋本教育長

ここから秘密会に入ります。

報告第3号 区域外就学の許可について、事務局から説明をお願いします。
学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

(学校教育課長による説明)

○橋本教育長

では、委員の皆様から質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○橋本教育長

では、本報告に対する質疑は終わったものと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第3号は終了いたしました。

報告第4号 要保護及び準要保護者の認定について

○橋本教育長

続いて、報告第4号 要保護及び準用保護者の認定について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長。

○八木澤学校教育課長

(学校教育課長による説明)

○橋本教育長

では、委員の皆様から質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑応答)

○橋本教育長

では、本報告に対する質疑は終わったものと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第4号は終了いたしました。

(7) その他

○橋本教育長

では、その他に移ります。

事務局から何かありますか。

ミュージアム館長。

○小竹ミュージアム館長

ミュージアム館長です。

資料につきましては、本日、お手元にペーパーのを置かせていただきましたけれども、今年度、ミュージアムで美術作品の購入につきまして、準備に必要なさくら市博物館資料評価委員会を開催いたしました。その結果につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

9月21日土曜日に、さくら市博物館資料評価委員会を開催いたしまして、今年度購入する作品につきまして、評価委員のご意見、評価をいただいたところとなります。

資料のとおり、評価委員は4人の先生方、岡一雄先生、末武さとみ先生、橋本真司先生、舩生正興先生の4人の先生方になります。

収蔵作品の購入につきましては、表にありますとおり、中島千波先生の日本画になります。さくら市の桜を主題とした作品でこれから制作をしていただいて、完成したものを収蔵すると。

それから②といたしまして、日本美術院展同人宮北千織先生の作品2点も購入となります。合わせまして、寄贈を受けました荒井寛方の作品につきましても評価をいただいております。

資料をめくっていただきまして、まず、中島千波先生の桜を主題とした作品ということで、こちらの評価委員会では、資料の真贋、それから、ミュージアムでの収蔵の適否、それから評価額の適否ということで説明をいただいておりますが、中島千波先生、一番下の評価結果のとおり、全ての委員が資料の真贋、収蔵額の適否について全て真及び適ということなり、評価をいただきました。特に、さくら市の桜を描いて収蔵することは、さくら市にとっての未来永劫の宝となるだろうと、それから、桜のスケッチ風景やスケッチの収蔵なども検討されるとよいというようなご意見をいただいております。

続きまして、宮北千織先生の日本画2点になります。資料にありますとおり、1点は150号、再興第101回院展の出品作品、もう一点は50号、第79回、今年なんですけれども、春の院展の出品作品となっております。

購入理由、作家につきましては、前回ご説明したとおりですが、評価結果につきましては、全ての委員が資料の真贋、収蔵の適否、評価額の適否、以上につきまして、真及び適という評価をいただきました。

宮北氏の作品は、現在の日本画壇をリードするものであり、さくら市との関係や宮北氏が栃木県において行った業績を考えると、さくら市での収蔵は妥当という提案をいただきました。購入予定の作品は、宮北氏が最も評価の高い約10年間に制作されたものであり、作家を理解する上で、大変貴重な作品であるという評価をいただいております。

続きまして、(2)収蔵作品、これは寄贈いただいたものについての評価です。

作家名は荒井寛方、作品名は黒駒で、ご寄贈いただいたものになります。荒井寛方の作品黒駒は1928年制作となっております。評価につきましては、評価額が800万円ということで、全ての委員が資料の真贋、収蔵の適否、評価額の適否について真及び適ということで評価をいただきました。荒井寛方の作品の代表作であり、荒井寛方を検証する際にはなくてはならない作品という意見をいただきまして、この作品をメインとして展覧会開催できるさくら市の宝となるものという評価をいただいております。

以上が、9月21日開催いたしましたさくら市博物館評価委員会の結果の報告です。

この委員会の評価に基づきまして、購入また寄贈の事務を進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。よろしくお願いします。

○橋本教育長

ありがとうございました。

前回、お話ししましたように、ふるさと納税の博物館資料取得基金の中からの購入ということで、先については、市制20周年という大変記念すべき、特別展覧会とかそういうのを開催しまして、市民の皆様に広く見ていただこうという計画をさせていただいております。

事務局からほかございますか。

生涯学習課長。

○横塚生涯学習課長

生涯学習課長です。

今日、皆様のほうに、太鼓フェスティバルのチラシのほうをお配りいたしました。このチラシ、できて間もないですが、今年の12月7日に氏家公民館で行います。例年ですと、席については自由席なんですけど、今年度から全席指定席という形で、定員500名程度で行う予定でございます。もし、委員の皆様も出席していただけるということであれば、事前に言っていただければ、座席のほう、確保したいと思いますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上です。

○橋本教育長

委員の皆様、生涯学習課長へ直接お電話を。

○横塚生涯学習課長

言っていただければ。

○橋本教育長

なかなか自由席にすると長蛇の列ができるものですから、とちぎアーティストコンサートのほうも全席指定ということで、大変人気が高いものですから。

橋本補佐、どうぞ。

○橋本学校教育課課長補佐

2点ほど、ご連絡させていただきます。

まず、委員の皆様のお手元のほうに、中学校海外派遣結団式の通知のほうを置かせていただきました。

日にちは、10月21日の5時半からということで、会場は喜連川公民館ホールになります。もしご都合がよろしければということで。

○橋本教育長

じゃ、今確認します。

○橋本学校教育課課長補佐

確認しますか。

その日大丈夫な方はいらっしゃいますか。

○橋本教育長

じゃ1人、1人。

中村委員は。

○中村職務代理者

大丈夫です。

○橋本教育長

中村委員、丸。

船生委員。

○船生委員

多分大丈夫ですなんですけれども、仕事終わってからになるので遅れるかもしれません。

○橋本教育長

では、丸で。

岡崎委員は。

○岡崎委員

はい。

○橋本教育長

丸で。

稲見委員は。

○稲見委員

大丈夫です。

○橋本教育長

今のところ全員丸ということです。

○岡崎委員

はい。

○橋本学校教育課課長補佐

教育長報告のほうでもありましたけれども、運動会、こちらも確認しますか。

○橋本教育長

お一人お一人。

中村委員は運動会はどこへ。

○中村職務代理者

押上に行きます。

○橋本教育長

船生委員は。

○岡崎委員

私、氏家小学校のところしか空いていなくて、そこへ行きます。

○橋本教育長

じゃ、岡崎委員、氏家小。

○稲見委員

すみません。私、10月の26日しか行けないので、押上小に行かれるんだっ
たら、私、南小に行きます。

○橋本教育長

南小。

○船生委員

19日に行くとバランスがいいんですか。

○橋本教育長

大丈夫です。

○船生委員

どこでしたか。

○橋本学校教育課課長補佐

上松山です。

○船生委員

じゃ、19日、私で。

○橋本教育長

じゃ、私、熟田小、ほかも行くんだけど、熟田小学校へ行きましょう。

じゃ、次長、喜連川小学校へ。

○櫻井教育次長

はい。

○橋本教育長

12日。

じゃ、私、熟田小学校とあと3校全部。

全部、学校へ言ってもらって。

○橋本学校教育課課長補佐

連絡しておきます。ありがとうございます。

以上です。

○橋本教育長

時間は8時半だと思うんですが、ちょっと確認して。

○橋本学校教育課課長補佐

確認してご連絡します。

○橋本教育長

10月の予定は、10月2日の研修会が何時からだったっけ。

○橋本学校教育課課長補佐

3時半になります。

○橋本教育長

じゃ、3時半に事務所の4階にお願いします。

あと、運動会と結団式と、あとは大丈夫ですか、10月の出席は。

○橋本教育長

じゃ、事務局にお戻しします。

○櫻井教育次長

次回の10月の定例会になりますけれども、10月30日水曜日になります。時間は10時からということで、場所はミュージアムになりますので、よろしくお願いします。その日、春の院展栃木展が開催されておりますので、定例会終了後に、ご覧いただきたいと思います。

以上です。

(8) 閉会宣告(午後12時00分)

○櫻井教育次長

以上をもちまして、令和6年9月のさくら市教育委員会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

以上が、さくら市教育委員会、令和6年9月定例会の会議録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

署名委員（教育長）

署 名 委 員

書 記